

令和 8 年第 1 回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第 1 号）

令和 8 年 2 月 1 2 日（木曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 承認第 1 号 専決処分の承認について

「令和 7 年度羽幌町一般会計補正予算（第 9 号）」

第 5 議案第 1 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第 6 議案第 2 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 7 議案第 3 号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 8 議案第 4 号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 9 議案第 5 号 令和 7 年度羽幌町一般会計補正予算（第 1 0 号）

第 1 0 議案第 6 号 令和 7 年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 1 1 議案第 7 号 令和 7 年度羽幌町水道事業会計補正予算（第 5 号）

第 1 2 議案第 8 号 令和 7 年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○出席議員（1 0 名）

2 番 金 木 直 文 君	3 番 阿 部 和 也 君
4 番 逢 坂 照 雄 君	5 番 村 上 雄 也 君
6 番 小 寺 光 一 君	7 番 磯 野 直 君
8 番 舟 見 俊 明 君	9 番 工 藤 正 幸 君
1 0 番 平 山 美知子 君	1 1 番 村 田 定 人 君

○欠席議員（1 名）

1 番 佐 藤 満 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君

総務課長	伊藤雅紀君
総務課主幹	村上達君
地域振興課長	飯作昌巳君
財務課長	清水聡志君
財務課主幹	門間憲一君
健康支援課長	棟方富輝君
健康支援課主幹	清水雅代君
建設課長	笹浪満君
建設課 管理係主査	石垣亮輔君
上下水道課長	渡辺博樹君
上下水道課長補佐	熊谷裕治君
商工観光課長	三上敏文君
商工観光課長補佐	木村謙彦君
商工観光課 観光振興係長	小笠原悠太君
商工観光課 商工労働係長	廣谷将大君
学校管理課長	葛西健二君
学校管理課長補佐	佐々木慎也君
社会教育課長 兼公民館長	宮崎寧大君
社会教育課主幹	木村康治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鈴木繁君
総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	坂本樹君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和８年第１回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午前１０時００分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和８年第１回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案しております案件は、専決処分の承認１件、議案として条例案４件、補正予算案４件の計９件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、

２番 金 木 直 文 君 ３番 阿 部 和 也 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第３、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は１番、佐藤満君であります。

会議規則第２１条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号

○議長（村田定人君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認について「令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和8年2月12日提出、羽幌町長。

処分内容は、令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和8年1月19日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ998万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,537万6,000円とするものであります。

今回の補正は、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る経費を補正したものであります。内容をご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳出の2款総務費、衆議院議員総選挙費において535万7,000円の増額は、選挙に係る立会人の報酬などのほか各種事務費となっております。

7ページを御覧ください。13款諸支出金、職員給与費において462万6,000円の増額は、選挙事務に係る職員手当及び会計年度任用職員報酬であります。

次の8ページから10ページは、給与費明細書となっております。御覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

次に、歳入であります。5ページにお戻り願います。ただいま申し上げました歳出の合計998万3,000円を15款道支出金、衆議院議員総選挙委託金で賄われるものであります。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから承認第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認について「令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号～議案第4号

○議長（村田定人君） 日程第5、議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第6、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第3号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第4号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上4件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第1号から議案第4号までについて関連がありますので、4件を一括して提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

今回の改正については、令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて提案いたしておりますが、特別職、議会議員の皆様及び会計年度任用職員についても一般職に準じて改定することとし、ご提案申し上げます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和8年2月12日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。国家公務員の給与改定等に準じて職員の給与等を改定するものであります。

それでは、別紙でお配りしております議案説明資料、議案第1号～第4号（要旨）に基づき説明させていただきます。また、新旧対照表と併せご確認願います。

資料1ページを御覧ください。新旧対照表は1ページから19ページとなります。まず、1、月例給の引上げであります。高卒初任給を1万2,300円、大卒初任給を1万2,000円引き上げ、若年層に重点を置きつつ全等級について引き上げるものであり、改定率として平均3.3%の増となるものであります。なお、改定後の給料表は議案書に記載のとおりとなります。

また、この改定は令和7年4月1日まで遡及し、適用するものであります。

次に、２、期末、勤勉手当の引上げであります。一般職及び定年前再任用短時間勤務職員について期末手当及び勤勉手当ともに０．０２５月分を引き上げ、年間支給割合を０．０５月分の増とするものであります。なお、当該条例の改正については直接触れられておりませんが、会計年度任用職員は一般職の期末、勤勉手当を準用しており、暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員と同様の改正となりますことを申し添えます。

まず、（１）として改正案の第１条では、この引上げ分の全てを１２月支給分に配分するため、令和７年１２月１日まで遡及し、適用いたします。一般職及び定年前再任用短時間勤務職員ともに表のとおり６月支給分は変更せず、１２月支給分をそれぞれ０．０５月分引き上げるものであります。

次に、（２）として改正案の第２条では、（１）で改正した支給割合を再度改正し、引上げ分を６月支給分と１２月支給分に均等に振り分けるものであります。これにより令和８年度以降は、６月支給分と１２月支給分の割合は等しくなるものであります。

資料２ページを御覧ください。次に、３、通勤手当の見直しであります。自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ見直すものであります。

まず、（１）として改正案の第１条では、現行の距離区分のうち片道１０キロメートル以上の区分について２００円から７，１００円までの幅で引上げ改定を行い、令和７年４月１日まで遡及し、適用するものであります。

次に、（２）として改正案の第２条では、現行の上限が６０キロメートル以上とされている距離区分について上限を１００キロメートル以上とし、６０キロメートル以上の部分を５キロ刻みで新たな距離区分を設けるものであり、その詳細を規則に委任し、令和８年４月から実施するものであります。

次に、４、その他（条文の整理）であります。改正案第３条として暫定再任用職員の給与及び勤務時間等の取扱いを規定している条文において、第１条及び第２条の改正に伴い字句の整理が必要となるため改正するものであります。

次に、５、附則であります。本条例の施行日は公布の日としております。なお、これまでの説明の中でも申しておりましたが、第２条及び第３条の改正は令和８年４月１日からの施行とし、第１条の給料表及び通勤手当の改正は令和７年４月１日から、期末手当及び勤勉手当の改正は令和７年１２月１日から適用することとしております。これにより改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす旨を併せて定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

続きまして、議案第２号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和８年２月１２日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。一般職の給与改定に準じて特別職の給与を改定するものであ

ります。

資料3ページを御覧ください。新旧対照表は21ページとなります。まず、1、期末手当の引上げであります。0.05月分を引き上げ、年間支給割合を現行の4.55月分から4.6月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合として6月支給分は2.2月分に、12月支給分は2.4月分とし、年間支給割合を0.05月分の増とするものであります。ただし、(2)に記載しておりますが、令和7年12月の支給割合については、(1)の改正にかかわらず、一般職と同様に引上げ分の全てを12月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、2、附則であります。本条例の施行日は公布の日としておりますが、附則第24項の規定は、令和7年12月1日から適用することとしております。これにより改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を併せて定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

続きまして、議案第3号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和8年2月12日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。一般職の給与改定に準じて議会議員の給与を改定するものであります。

資料4ページを御覧ください。新旧対照表は23ページとなります。まず、1、期末手当の引上げであります。0.05月分を引き上げ、年間支給割合を現行の4.55月分から4.6月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合として6月支給分は1.8月分に、12月支給分は2.8月分とし、年間支給割合を0.05月分の増とするものであります。ただし、(2)に記載しておりますが、令和7年12月の支給割合については、(1)の改正にかかわらず一般職及び特別職と同様に引上げ分の全てを12月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、2、附則であります。本条例の施行日は公布の日としておりますが、附則第23項の規定は、令和7年12月1日から適用することとしております。これにより改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を併せて定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

続きまして、議案第4号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和8年2月12日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。一般職の給与改定に準じて会計年度任用職員の給与を改定するものであります。

資料5ページを御覧ください。新旧対照表は25ページから34ページとなります。まず、1、月例給の引上げであります。会計年度任用職員の給与は、一般職の給料表を準用しているため、一般職の給料表改定に伴い改正するものであります。なお、改定後の給料表は議案書に記載のとおりとなります。

次に、2、附則であります。本条例の施行日は公布の日としておりますが、一般職と同様に令和7年4月1日から適用することとしております。これにより改正前の規定に基づいて支給された給与、または費用弁償は、改正後の規定による給与、または費用弁償の内払いとみなす旨を併せて定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

以上、議案第1号から議案第4号までの説明であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号～議案第8号

○議長（村田定人君） 日程第9、議案第5号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）、日程第10、議案第6号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第7号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第5

号)、日程第12、議案第8号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算(第3号)、以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億7,434万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,972万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出の1款議会費において議員期末手当13万4,000円の増額は、一般職の給与改定に準じて議会議員の期末手当を改定するものであります。

次に、4款衛生費、健康センター運営費において予防接種台帳システム改修事業24万8,000円の増額は、保健システムの様式をマイナンバー情報連携に対応する標準レイアウトに修正するものであり、対象経費の3分の2が国庫支出金で賄われるものであります。

次に、7款商工費、観光費においてサンセットプラザ施設管理事業3,542万2,000円の増額は、温泉浴場のタイル及びシャワーを改修するものであり、繰越明許費を設定するものであります。財源は、まちづくり事業基金繰入金を充てております。

次に、8款土木費、道路維持費において除雪委託料4,073万5,000円の増額は、1月から降雪量が増加し、当初の設計を超える見込みとなったことによるものであります。

次に、10款教育費、中学校費の学校管理費において焼尻中学校施設管理事業2億8,820万円の増額は、昨年9月の第6回定例会で補正させていただいた焼尻中学校の改修に係る実施設計が完成したため、早期に工事契約を締結し、繰越明許費を設定するものであり、財源は過疎対策事業債を充てるものであります。

同じく公民館費において公民館施設管理事業675万4,000円の増額は、現在使用している高圧受変電設備の変圧器2台に低濃度PCBが含有されていることが判明したため更新するものであり、納期に10か月程度を要すること及び処分期限が令和9年3月末までとされていることを踏まえ今回補正し、繰越明許費を設定するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、過疎対策事業債及びまちづくり事業基金繰入金を増額するほか、不足する財源につきましては地方交付税を充てております。

以上で一般会計を終わり、続いて介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ398万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,654万9,000円とするものであります。

今回の補正は給与改定による職員人件費の増額であり、保険事業勘定の歳出、1款総務費、一般管理費において129万円、介護サービス事業勘定の歳出、1款総務費、事業管

理費において269万9,000円をそれぞれ増額するものであり、歳入につきましては一般会計繰入金を充てております。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用55万6,000円の増額は、これらも給与改定による職員人件費を増額するものであり、水道事業費用の総額を2億2,703万1,000円とするものであります。なお、資本的収支について補正はございません。

続いて、下水道事業会計につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、収入の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益113万6,000円の減額は、この後説明させていただきます収益的支出の減少に伴う町補助金の減額で、下水道事業収益の総額を3億8,275万円とするものであります。

また、支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用の減額は、給与改定による職員人件費の増及び会計年度任用職員の配置替えに伴う減により総額で113万6,000円を減額し、下水道事業費用の総額を3億9,345万6,000円とするものであります。なお、資本的収支について補正はございません。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第5号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） ちょっと理解というか、きちんと把握できなかった部分あるのですけれども、一般会計のほうの一番最後の公民館施設管理事業の中なのですけれども、すみませんが、どこの部分の工事なのかもう一度詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

公民館の中に電気室というのがありまして、その電気室の中に受変電設備というのが多数ございます。その中の今回変圧器という機械なのですけれども、これの一部において低濃度PCBが含有されていたということなので、その部分について今回取替えをするというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君）　すみません、専門的な用語があるので、ちょっと理解できないのですけれども、例えば暖房機器だとか、そういう部分で教えてもらえればいいなと思うのですけれども、その辺説明できないでしょうか。

○議長（村田定人君）　暫時休憩します。

休憩　午前10時31分

再開　午前10時31分

○議長（村田定人君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君）　お答えいたします。

今回挙げておりますのは、電気室の中に変圧器というような設備がありまして、その中に低濃度PCBというようなものが入っていたということが判明しました。これにつきましては元来除去するという形になりまして、最終的には処分するのですけれども、その処分期限というのが令和9年の3月末までに処分をしなければいけないというところがありまして、それに間に合わせるためには今回補正をしていただいた中で撤去をし、した上で取替えをしていくというようなことでございますので、その費用を今回補正しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（村田定人君）　4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君）　商工観光費のサンセットプラザ施設の改修ということで先ほど町長からご説明がありましたが、タイルとシャワーを取り替えるのか、補修するのか、やるということで、聞きたいのは工期なのですが、一部町民の方によれば3月中頃からもうお風呂使えないよというふうなうわさを聞いているのですけれども、その工期についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君）　商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君）　お答えいたします。

新しい指定管理者とも相談しながら今進めているところですが、工期としましては5月の連休明けから5月いっぱいまでを今のところ見通しております。

○議長（村田定人君）　4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君）　いつ頃までかかる、1か月ぐらいですか。5月いっぱいということで、連休で5月いっぱいかかるということで分かりました。

それで、内容は先ほど、また言うのですけれども、タイルとシャワーという部分で町長さんは言われていたのですけれども、そのほかにやる予定というか、これ繰越明許で8年度にも当然繰り越してやるのだと思うけれども、新年度予算ではどういうふうなものか分からないのですけれども、8年度はこれでやるということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） お答えします。

細かいものについてはまた新年度予算でありますけれども、大きい改修としては今回挙げさせていただいたものでございます。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） やるというのは私も前からいろいろと委員会のほうで聞いてはいましたけれども、詳細の中身は委員会等で説明はなかったと思うので、今回初めてこれをやるということを町側のほうから提示されたので、8年度にまた何かをやるという部分があるのであればそれはそれでいいのですけれども、今回はタイルとシャワーだけで、8年度の予算の中でまた新たに何かをやるということで、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） 議員のおっしゃるとおりで。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第5号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第3号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和8年第1回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午前10時39分）